



水を守る ～水質管理～

大阪広域水道企業団では、安全で良質な水をお届けするために、水源、浄水場での浄水処理過程、浄水場から送り出す水について、きめ細かな水質管理を行っています。

また、近年のさまざまな水質の問題に対処できるよう、最新の分析機器を備え、水質基準項目をはじめ、水質管理目標設定項目、要検討項目など多数の項目について精密な水質検査を行っています。

水質検査項目について

水道用水供給事業者、水道事業者には、水道法により水質検査の義務が課せられています。水道水質の検査項目は、厚生労働省令により次の項目が定められています。

「水質基準項目」

水道水が必ず適合していなければならない項目（一般細菌、大腸菌、金属類、かび臭、消毒副生成物、味、臭気、色度、濁度等）

「水質管理目標設定項目」

水質基準項目ではないが、一般環境中で検出されたり、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性があるなど、水道水質管理の上で留意すべき項目（トルエン、農業類等）

「要検討項目」

毒性評価が定まらない、または水道水中での存在量が明らかでないなどの理由から、今後、必要な情報・知見の収集に努めていくべきとされている項目（ダイオキシン類、アセトアルデヒド等）

水源の水質監視

水源の水質を他の水道事業者と協力して監視しています。
琵琶湖では、南湖で毎月水質検査を行い、富栄養化やかび臭発生の状況を監視しています。
また、淀川でも、流入する支川を含む主要な地点で毎月水質検査を行っています。



浄水場の水質管理

浄水場では、浄水処理の様々な過程で自動水質測定機器と水質検査により、水道水に適する安全で良質な水がつけられているかを監視・制御しています。



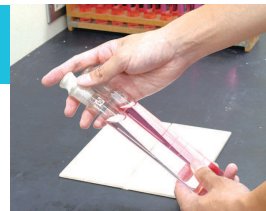
送水の水質管理

浄水場から送り出す水道水は、送水幹線上の多数の地点で、自動水質測定機器による常時監視を行うとともに、毎月、水質検査を実施して、きめ細かな水質管理を行っています。



給水栓の水質管理

配水区域ごとに給水栓（蛇口）を選定し、毎日、色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）を検査するとともに定期的に精密検査を行い、水道水の安全性を確認しています。



※豊能町・能勢町・四條畷市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河津町・千早赤阪村・志田町・熊取町・田尻町・泉南市・阪南町・堺市の区域

水質管理センター

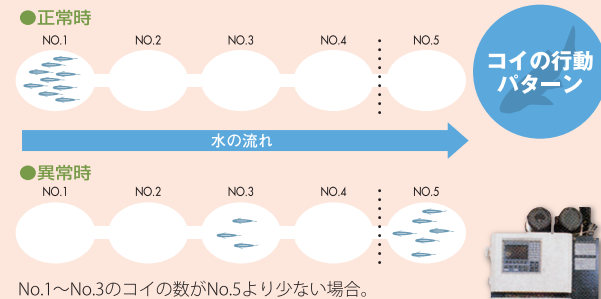
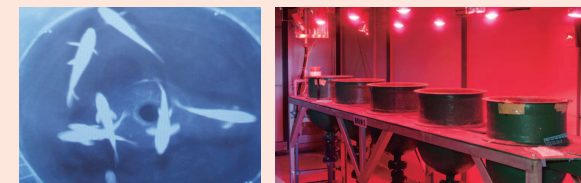
水質管理センターは、水源、送水の水質検査を行い、各浄水場で実施されている水質検査業務と連携することで、水源→浄水場→送水のすべての段階で水質管理を行い、安全で良質な水をお届けできるよう努めています。

原水の水質を監視するもう一つの目

毒物や微量な有機化学物質の流入を検知する装置により、24時間連続で原水の水質を監視しています。

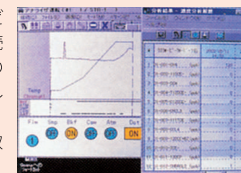
コイセンサー

鯉の行動パターンを判別することで、水質異常を検知する装置です。水槽で飼育されている鯉は、餌付けされているため普段は上流側の水槽に集まっていますが、水質に異常があった場合に下流側の水槽に逃げていきます。その鯉の様子を常時監視カメラで撮影し、画像処理することで、異常な行動パターンを判別して、自動的に警報が鳴る仕組みになっています。



ゆうぎセンサー

ベンゼンやトルエンなどの有害物質を24時間連続で監視する装置で、一定の基準を超えると警報を発生します。
コイセンサーとともに、取水場に設置しています。



水道用水供給事業の水質管理

※水道事業の水質管理